

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 政策総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第21号 市道路線の認定……………(建設総務課) …2
- 告示第22号 市道路線の区域の決定……………(建設総務課) …2
- 告示第23号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …2
- 告示第24号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …2
- 告示第25号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …2

### 公 告

- 公告第8号 建築協定の廃止の認可申請……………(建築指導課) …3
- 公告第9号 建築協定の廃止の認可申請……………(建築指導課) …3
- 公告第10号 国土調査による地図及び簿冊の作成  
 ………………(建設総務課) …3

### 教 育 委 員 会

- 告示第3号 教育委員会の招集……………3

**告 示**

**宇治市告示第21号**

市道路線の認定について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年2月18日から14日間

令和4年2月18日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
木幡479号線	木幡北山畑6番地の19 木幡北山畑18番地の7	
木幡480号線	木幡南山50番地の11 木幡南山50番地の8	
菟道225号線	横島町大島12番地の16 菟道平町88番地	
横島町224号線	横島町本屋敷159番地の1先 横島町本屋敷159番地の34	
明星町33号線	明星町二丁目2番地の53 明星町二丁目6番地の5	

**宇治市告示第22号**

市道路線の区域の決定について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年2月18日から14日間

令和4年2月18日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
木幡479号線	木幡北山畑6番地の19 木幡北山畑18番地の7	6.0 ~12.0	64.1	
木幡480号線	木幡南山50番地の11 木幡南山50番地の8	6.0 ~12.0	52.0	
菟道225号線	横島町大島12番地の16 菟道平町88番地	6.0 ~12.7	78.8	
横島町224号線	横島町本屋敷159番地の1先 横島町本屋敷159番地の34	6.0	211.5	
明星町33号線	明星町二丁目2番地の53 明星町二丁目6番地の5	6.0	261.2	

**宇治市告示第23号**

市道路線の供用の開始について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年2月18日から14日間

令和4年2月18日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
木幡479号線	木幡北山畑6番地の19 木幡北山畑18番地の7	令和4年2月18日
木幡480号線	木幡南山50番地の11 木幡南山50番地の8	令和4年2月18日
菟道225号線	横島町大島12番地の16 菟道平町88番地	令和4年2月18日
横島町224号線	横島町本屋敷159番地の1先 横島町本屋敷159番地の34	令和4年2月18日
明星町33号線	明星町二丁目2番地の53 明星町二丁目6番地の5	令和4年2月18日

**宇治市告示第24号**

市道路線の区域の変更について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年2月18日から14日間

令和4年2月18日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考	
頼政線	木幡南山15番地の192 木幡南山15番地の203	前	6.0 ~6.1	23.8		
		後	7.0 ~9.5			
	木幡52号線	木幡東中22番地の7 木幡北山畑6番地の5	前	4.4 ~7.3		72.7
			後	6.5 ~8.5		
菟道176号線	横島町大島12番地の13 横島町大島13番地の7	前	7.4 ~11.0	46.6		
		後	6.5 ~10.0			
伊勢田町65号線	伊勢田町井尻22番地の6 伊勢田町井尻22番地の4	前	4.0 ~4.3	43.5		
		後	6.0			
伊勢田町85号線	伊勢田町中ノ荒1番地の1 (右) 伊勢田町中ノ荒1番地の1 (右) 伊勢田町中ノ荒1番地の1 (右) 伊勢田町中ノ荒1番地の1 (右)	前	6.0 ~8.8	4.8		
		後	6.0 ~9.0			

**宇治市告示第25号**

市道路線の供用の開始について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年2月18日から14日間  
令和4年2月18日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
頼政線	木幡南山15番地の192	令和4年2月18日
	木幡南山15番地の203	
木幡52号線	木幡東中22番地の7	令和4年2月18日
	木幡北山畑6番地の5	
伊勢田町65号線	伊勢田町井尻22番地の6	令和4年2月18日
	伊勢田町井尻22番地の4	
伊勢田町85号線	伊勢田町中ノ荒1番地の1（右）	令和4年2月18日
	伊勢田町中ノ荒1番地の1（右）	

## 公 告

### 宇治市公告第8号

建築協定の廃止の認可申請について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可申請がありましたので、宇治市建築協定条例施行規則（平成5年宇治市規則第12号）第7条第1項により公告し、関係人の縦覧に供します。

令和4年2月3日

宇治市長 松村 淳子

廃止しようとする建築協定の名称

殖産・宇治黄檗台分譲地建築協定

廃止しようとする建築協定区域の地名・地番

宇治市菟道東集上り5番の2ほか126筆

縦覧の場所

宇治市都市整備部建築指導課

縦覧の期間

令和4年2月3日から同年3月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（揭示済）

### 宇治市公告第9号

建築協定の廃止の認可申請について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可申請がありましたので、宇治市建築協定条例施行規則（平成5年宇治市規則第12号）第7条第1項により公告し、関係人の縦覧に供します。

令和4年2月3日

宇治市長 松村 淳子

廃止しようとする建築協定の名称

殖産・宇治黄檗台分譲地第2建築協定

廃止しようとする建築協定区域の地名・地番

宇治市菟道東集上り5番の10ほか14筆

縦覧の場所

宇治市都市整備部建築指導課

縦覧の期間

令和4年2月3日から同年3月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（揭示済）

### 宇治市公告第10号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

宇治市平尾台一丁目の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の縦覧に供します。

令和4年2月8日

宇治市長 松村 淳子

#### 1 地図及び簿冊の名称

平尾台一丁目の一部の地籍図原図及び地籍簿原案

#### 2 縦覧期間

令和4年2月9日から同月28日まで（同月19日、20日、23日、26日及び27日を除く。）

#### 3 縦覧場所

(1) 宇治市平尾台西集会所（令和4年2月9日から同月13日までに限る。）

(2) 宇治市建設部建設総務課（令和4年2月14日から同月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に限る。）

4 縦覧の結果、誤り等があると認めた場合は、2の縦覧期間内に、宇治市長に対し、訂正の申出をすることができる。

5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば縦覧場所で交付する。

6 縦覧できる時間は、2の縦覧期間中の10時00分から15時30分までとする。

（揭示済）

## 教 育 委 員 会

### 宇治市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和4年2月3日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和4年2月4日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 会期について

3 報告

4 令和4年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

（揭示済）

